

随意契約内容の公表について

京都市上下水道局の随意契約のうち、次の契約を公表します。

1 対象契約

令和5年度上半期（4月～9月）契約分

- (1) 契約金額が250万円を超える工事請負に係る契約
- (2) 契約金額が250万円を超える測量・設計等の委託に係る契約
- (3) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入、賃借、委託等）

2 公表する内容

- (1) 契約の件名
- (2) 担当所属名
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所及び商号等
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

3 閲覧

契約会計課執務室内及びホームページにおいて閲覧に供します。

4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

随意契約一覧表

整理 番号	契約日	件 名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
1	令和5年04月01日	令和5年度京都市上下水道局戦略的PR業務	5,999,059	上下水道局総務部総務課	株式会社ツクリエ	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
2	令和5年04月01日	電子計算機システム企画・運用等支援業務委託（イントラ系）	29,656,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
3	令和5年04月01日	システム運用支援業務委託	26,809,200	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
4	令和5年04月01日	水道料金系システム保守業務委託	17,325,000	上下水道局総務部総務課	日本電気株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
5	令和5年04月01日	電子計算機システム企画・運用等支援業務委託（料金系）	16,177,700	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
6	令和5年04月01日	料金系業務システム仮想基盤構築及びサーバ移行委託	15,642,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
7	令和5年04月01日	イントラネット仮想化基盤及びイントラ系サーバ等の運用保守業務委託	10,263,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
8	令和5年04月01日	デジタル化企画・開発等アドバイザー業務委託	9,900,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
9	令和5年04月01日	料金系ネットワーク管理機器等の運用保守業務委託	7,788,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
10	令和5年04月01日	イントラネットディレクトリサーバの移行作業委託	5,464,800	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
11	令和5年04月24日	びわ湖疏水船に活用する船舶（4艘目）建造等業務	18,758,300	上下水道局総務部総務課	株式会社空兵衛造船所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
12	令和5年05月12日	親子乗船会のPR・運営業務	8,497,632	上下水道局総務部総務課	株式会社JTB京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
13	令和5年06月20日	びわ湖疏水船無線設備更新業務	5,746,290	上下水道局総務部総務課	松電システム株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
14	令和5年07月28日	料金系ネットワークサーバの仮想基盤構築作業委託	25,080,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
15	令和5年07月28日	料金系ネットワーク統合管理サーバ等の移行作業委託	15,180,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
16	令和5年07月28日	料金系ネットワーク等管理機器の構築作業委託	14,135,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
17	令和5年09月15日	びわ湖疏水船航路延伸PR等業務	11,999,570	上下水道局総務部総務課	株式会社JTB京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市上下水道局戦略的PR業務
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
契約日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区神田猿樂町2-8-11 VORT水道橋3 6階
株式会社ツクリエ
- 6 契約金額（税込み）
5,999,059円
- 7 契約内容
本業務は、京都市上下水道局が取り組む「ライフライン事業の理解促進」「水需要の喚起」等の広報活動において、市民、企業などに対し戦略的な働きかけを行い、認知度向上のためのブランディングを行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件業務委託については、価格だけでなく、これ以外の要件（企画内容や実施体制等）における競争によっても契約の相手方を選定する必要があることから、公募型プロポーザルによって受託事業者を選定した。
このため、受託事業者との契約に当たっては、随意契約を採用した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式の事業者募集における提案内容について、要項により定めた資格・評価基準に基づき審査及び評価を行った結果、株式会社ツクリエが資格を満たす者の中で最高評価点を獲得したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電子計算機システム企画・運用等支援業務委託（イントラ系）
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
29,656,000円
- 7 契約内容
京都市上下水道局のイントラ系ネットワークの電子計算機システム全般にわたり、受託者が上下水道局の職員を支援する。
- 8 随意契約の理由
当局が日々の業務を遂行するうえで重要な基幹ネットワークを継続して安定的に運用するために、本件に係る作業においては当該ネットワーク全体の構成や設定内容等を熟知している必要があるが、本件作業を履行可能な事業者は、その他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を有する一者に限定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
システム運用支援業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
26,809,200円
- 7 契約内容
上下水道局総務部総務課及び総務部お客さまサービス推進室が運用、維持管理する業務システム全般にわたり、受託者がシステム運用管理の担当職員を支援する。
- 8 随意契約の理由
本件契約内容を履行するに当たっては、当局の業務運用に関する知識や経験と、料金系ネットワークをはじめ水道料金系システムと連携する各周辺システム、ハンディターミナル等の一連のシステムについての豊富な知識を持った者の支援が必要であり、他の事業者が実施した場合、水道料金システム等の運用が停止する等、料金業務等の運用に重大な影響が生じるおそれがあり、これらシステムについて開発及び保守を行っている事業者でなければ、的確かつ十分な支援を得られないが、これが可能な事業者は、一者に限定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
水道料金系システム保守業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
17,325,000円
- 7 契約内容
水道料金系システムを正常かつ安定的に運用するために、受託者が必要な保守作業等の業務を行う。
- 8 随意契約の理由
本件水道料金系システムは、受託者が開発したパッケージソフトウェアを基に、当局向けに業務システムの本体部分を独自開発しており、本件業務を履行するためには、同システムの内部構造、環境設定、開発の経緯等について詳細に把握している必要があり、本件業務を履行可能な事業者は、一者に限定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電子計算機システム企画・運用等支援業務委託（料金系）
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
16,177,700円
- 7 契約内容
上下水道局の料金系ネットワークの電子計算機システム全般にわたり、受託者が上下水道局の職員を支援する。
- 8 随意契約の理由
当局がお客さまサービスを遂行するうえで重要な基幹ネットワークを安定的に運用するため、ネットワーク全体の構成や設定内容等を熟知している必要があるが、これを履行可能な事業者は、その他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を有する一者に限定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
料金系業務システム仮想基盤構築及びサーバ移行委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
15,642,000円
- 7 契約内容
受託者は、上下水道局の指示に従って、料金系業務システムに係る仮想基盤環境を構築のうえ、現在物理サーバで運用中の各システムの移行作業を実施し、正常に稼働させ、適正な使用方法を教示する。
- 8 随意契約の理由
本ネットワークの運用管理業務を行っている者以外の者が本整備を実施すると、責任区分が不明確になるとともに、迅速な原因究明や故障修理などの対処が困難になるため、全体の構成や設定を熟知している既存設備の運用管理業務の受託者に契約の相手方が特定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
イントラネット仮想化基盤及びイントラ系サーバ等の運用保守業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
10,263,000円
- 7 契約内容
上下水道局において稼動している保守対象サーバを正常かつ安定的に運用するために、受託者が必要な保守作業や障害対応等の業務を行う。
- 8 随意契約の理由
本ネットワークの運用管理業務を行っている者以外の者が本件作業を実施すると、責任区分が不明確になるとともに、迅速な原因究明などの対処が困難になることから、全体の構成や設定を熟知している既存設備の運用管理業務の受託者に契約の相手方が特定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
デジタル化企画・開発等アドバイザー業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
9,900,000円
- 7 契約内容
上下水道局におけるデジタル化を推進し、更なるお客さまサービスの充実や業務の効率化を図るため、局が所管する電子計算機システム全般に係る企画、開発及びデジタル化推進に係る業務について、受託者が局職員を支援すること。
- 8 随意契約の理由
業務履行に際して、上下水道局ネットワークシステムの特性に係る豊富な知識が不可欠であり、また、当局ネットワークシステムについて開発及び保守を行っている事業者から既に支援を受けており、今後も継続した支援を受ける必要があるが、これを履行可能な事業者は一者に限定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
料金系ネットワーク管理機器等の運用保守業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
7,788,000円
- 7 契約内容
上下水道局において稼動している業務系ネットワークに係る管理サーバ群及び通信機器等を正常かつ安定的に運用するために、受託者が必要な保守作業や障害対応等の業務を行う。
- 8 随意契約の理由
本件機器の設定及び本ネットワークを構築した者以外が作業を実施すると、責任区分が不明確になり、迅速な原因究明が困難になる。このため、本ネットワーク全体の構成や設定内容を熟知している者に契約の相手方が特定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
イントラネットディレクトリサーバの移行作業委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
5,464,800円
- 7 契約内容
上下水道局のイントラネットワーク管理用仮想化サーバにおいて稼働しているイントラネットディレクトリサーバの更新に当たり、受託者は、局の指示に従って、同仮想化サーバ内で移行作業を実施し、正常に稼働させ、適正な使用方法を教示する。
- 8 随意契約の理由
本件作業に当たって、イントラネットワークの運用管理業務を行っている者以外の者が本整備を実施すると、責任区分が不明確になり、迅速な原因究明や故障修理対応が困難になる。さらに、当該ネットワークの構成や設定内容は、情報セキュリティを確保する上で、外部の者への情報提供は最小限としなければならない。これらの理由により、既存の設備等の機能を損なうことなく当該ネットワークの一元的な運用管理体制を維持し、安定稼働を図るためには、全体の構成や設定を熟知している既存設備の供給者に契約の相手方が特定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
びわ湖疏水船に活用する船舶（４艘目）建造等業務
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和５年４月２４日
- 4 履行期間
契約日から令和５年９月２９日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
滋賀県大津市今堅田１丁目２－２０
株式会社杢兵衛造船所
- 6 契約金額（税込み）
１８，７５８，３００円
- 7 契約内容
びわ湖疏水船の新船（４艘目）を建造するもの。
- 8 随意契約の理由
これまで試行事業から本格事業化に至るまで数箇年にわたり、運航に関する検証・研究を行うとともに、平成２９年度及び令和元年度には、びわ湖疏水船事業で活用する３艘の船舶を建造した実績があり、本業務の履行に当たり不可欠な知識等を既に有し、所要の期限内に履行可能で、かつ所要の成果を得られる唯一の事業者であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
 地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第６号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
親子乗船会のPR・運営業務
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年5月12日
- 4 履行期間
契約日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
8,497,632円
- 7 契約内容
親子乗船会のPRを行い、親子乗船会の抽選結果送付、当日の対応等、運営業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由
価格だけでなく、これ以外の要件（企画内容や実施体制等）における競争によっても契約の相手方を選定する必要があるため公募型プロポーザルによって受託事業者を選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
提案内容について、要項により定めた資格・評価基準に基づき審査及び評価を行った結果、株式会社JTB京都支店が資格を満たす者の中で最高評価点を獲得したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
びわ湖疏水船無線設備更新業務
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年6月20日
- 4 履行期間
契約日から令和5年9月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区上鳥羽南島田町70番地
松電システム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,746,290円
- 7 契約内容
びわ湖疏水船の無線設備を更新するもの。
- 8 随意契約の理由
当該無線設備については、松電システム株式会社がびわ湖疏水船3艘目の建造に際して無線追加導入作業を行っており、また電波法に定める定期検査の届出等を当局から委任されるなど、既存の無線網に精通し、最新の既存設備を熟知する唯一の事業者であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
料金系ネットワークサーバの仮想基盤構築作業委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年7月28日
- 4 履行期間
令和5年7月29日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
25,080,000円
- 7 契約内容
上下水道局において運用中の料金系ネットワーク統合管理サーバ等の更新に当たり、当該サーバに係る仮想基盤環境を構築のうえ、現在物理サーバで運用中の一部システムの移行作業を実施し、正常に稼働させ、適正な使用方法を教示する。
- 8 随意契約の理由
本作業は、既存の情報システムや設備等の機能を損なわないよう本ネットワーク全体の構成や設定を熟知している者が作業を行う必要がある。また、不具合が発生した場合において、速やかな原因の切分けや復旧作業が必要だが、本ネットワークの運用管理業務を行っている者以外の者が本作業を実施した場合、責任区分が不明確になることに加え、復旧に多大な時間を要し、稼働する情報システムに関する通信に係る機能が損なわれることから、本契約の目的を達成できないのみならず、既契約の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがある。以上の理由により、既存ネットワーク環境に係る構築及び運用管理業務の受託者に契約の相手方が特定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
料金系ネットワーク統合管理サーバ等の移行作業委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年7月28日
- 4 履行期間
令和5年7月29日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
15,180,000円
- 7 契約内容
上下水道局において運用中の料金系ネットワーク統合管理サーバ等の更新に当たり、別途構築する仮想化基盤環境に対して、現在物理サーバで運用中の一部システムの移行作業を実施し、正常に稼働させ、適正な使用方法を教示する。
- 8 随意契約の理由
本件作業は、既存の情報システムや設備等の機能を損なわないよう本ネットワーク全体の構成や設定を熟知している者が作業を行う必要がある。また、本サーバの構成要素に起因して、不具合が発生した場合において、速やかに原因の切分けや復旧作業を実施することが求められるが、本ネットワークの運用管理業務を行っている者以外の者が本作業を実施すると、責任区分が不明確になることに加え、復旧に多大な時間を要し、接続した既存ネットワーク機器やこれらの上で稼働する情報システムに関する通信に係る機能が損なわれて、著しい支障が生じるおそれがある。以上の理由により、本ネットワークの一元的な運用管理体制を維持し安定稼働を図るために、既存ネットワーク環境に係る構築及び運用管理業務の受託者に契約の相手方が特定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
料金系ネットワーク等管理機器の構築作業委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年7月28日
- 4 履行期間
令和5年7月29日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
14,135,000円
- 7 契約内容
上下水道局において稼働している業務系ネットワークに係る通信機器の更新に当たり、本件機器類に対して従前どおり正常に稼働させるための構築整備を行い、適正な使用方法を教示する。
- 8 随意契約の理由
本件ネットワーク構築業務については、既存の情報システムや設備等の機能を損なわないよう当該ネットワーク全体の構成や設定を熟知している者が作業を行う必要がある。また、不具合が発生した場合において、速やかに原因の切分けや復旧が必要だが、本ネットワークの運用管理業務を行っている者以外の者が本作業を実施すると、責任区分が不明確になり、当該復旧に多大な時間を要し、この結果接続した既存のネットワーク機器やこれらの上で稼働する情報システムに関する通信に係る機能が損なわれ、諸機能に著しい支障が生ずるおそれがある。以上の理由により、既存ネットワーク環境に係る構築及び運用管理業務の受託者に契約の相手方が特定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
びわ湖疏水船航路延伸 P R 等業務
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和 5 年 9 月 1 5 日
- 4 履行期間
契約日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区河原町通松原上ル 2 丁目富永町 3 3 8 京阪四条河原町ビル 7 階
株式会社 J T B 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
1 1, 9 9 9, 5 7 0 円
- 7 契約内容
びわ湖疏水船の航路延伸に係る P R として、動画制作、接遇環境改善提案、P R 事業運営等の業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由
価格だけでなく、これ以外の要件（企画内容や実施体制等）における競争によっても契約の相手方を選定する必要があるため公募型プロポーザルによって受託事業者を選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号
 地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
提案内容について、要項により定めた資格・評価基準に基づき審査及び評価を行った結果、株式会社 J T B 京都支店が資格を満たす者の中で最高評価点を獲得したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人事給与・庶務事務システム等の運用保守業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部職員課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,567,200円
- 7 契約内容
令和4年4月から稼働している人事給与・庶務事務システム等（以下「本システム」という。）の運用保守業務を委託するもの。
受託者は本システムを正常に稼働させ、当局に適正な使用方法を教示するとともに本システムに係るパッケージソフトウェア等の保守管理を行うこととする。
- 8 随意契約の理由
本システムは日本電気株式会社が独自に開発したパッケージソフトウェア「GPRIME人事給与・庶務事務システム」等に適正規模のカスタマイズを施して構築しており、当該ソフトウェアの開発及び同カスタマイズに当たっては同社独自の知識や技術（ノウハウ）等が用いられていることから、その内部構造や環境設定等に関するノウハウ等を有しない同社以外の者が本委託業務を実施することは極めて困難であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
日本電気株式会社は、人事給与システム・庶務事務システム等の構築事業者であり、契約の要件を満たす唯一の者であることから、本契約を同社と締結する必要がある。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
定年引き上げ等に伴う人事給与・庶務事務システムの改修業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部職員課
- 3 契約締結日
令和5年9月14日
- 4 履行期間
令和5年9月15日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
23,937,029円
- 7 契約内容
本件は、令和4年4月から稼働している人事給与・庶務事務システム（以下「本システム」という。）において、令和5年4月からの定年の引き上げに伴い当該改正内容に対応することに加え、利便性向上のため勤務実績処理等に係る機能追加を行うことを目的として、既存機能の改修等を委託するもの。
- 8 随意契約の理由
本システムは日本電気株式会社が独自に開発したパッケージソフトウェア「GPRIME人事給与・庶務事務システム」等に適正規模のカスタマイズを施して構築しており、当該ソフトウェアの開発及び同カスタマイズに当たっては同社独自の知識や技術（ノウハウ）等が用いられていることから、その内部構造や環境設定等に関するノウハウ等を有しない同社以外の者が本委託業務を実施することは極めて困難であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
日本電気株式会社は、人事給与システム・庶務事務システム等の構築事業者であり、契約の要件を満たす唯一の者であることから、本契約を同社と締結する必要がある。

随意契約一覧表

整理番号	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和5年04月01日	HT各種システムAndroid対応に係る共通基盤システムの構築作業委託	29,062,000	上下水道局総務部お客さまサービス推進室	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
002	令和5年04月01日	水道窓口クラウドサービス環境構築及び水道料金系システム対応等業務委託	28,635,255	上下水道局総務部お客さまサービス推進室	日本電気株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
003	令和5年04月01日	水道窓口クラウドサービス導入に伴う水道料金系システムのプログラム改修業務委託	28,583,225	上下水道局総務部お客さまサービス推進室	日本電気株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
004	令和5年04月01日	滞納整理システムAndroid対応業務委託	22,638,000	上下水道局総務部お客さまサービス推進室	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
005	令和5年04月01日	水道検針システムAndroid対応業務委託	19,327,000	上下水道局総務部お客さまサービス推進室	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
006	令和5年04月01日	休止精算システムAndroid対応業務委託	15,218,500	上下水道局総務部お客さまサービス推進室	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
007	令和5年04月01日	ハンディターミナルのシステム及び機器保守等委託	15,114,000	上下水道局総務部お客さまサービス推進室	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
008	令和5年04月01日	京都市上下水道局インターネット受付システム保守業務委託	8,976,000	上下水道局総務部お客さまサービス推進室	株式会社エフレジ	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
009	令和5年04月01日	その他汚水排出量認定事務及び付帯業務委託	53,900,000	上下水道局総務部お客さまサービス推進室	一般財団法人京都市上下水道サービス協会	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約締結結果報告書

1 件名

HT各種システムAndroid対応に係る共通基盤システムの構築作業委託

2 担当所属名

上下水道局総務部お客さまサービス推進室

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス

6 契約金額（税込み）

29,062,000円

7 契約内容

本契約は、現在、OSがWindowsCEのハンディターミナルで運用している水道検針システム、休止精算システム、滞納整理システム（以下、「各システム」という。）について1台のAndroidスマートフォン端末で運用できるように、それらを制御する基盤システムを構築するものである。

8 随意契約の理由

現在は各システムを先述したハンディターミナルで運用しており、これら各システムは株式会社京信システムサービスにより開発されたものである。また、これら各システムは、水道検針業務、休止清算業務、滞納整理業務を支えるシステムであり、請求、収納等で使用する他のシステムと接続している。そのため、基盤システムを開発元と異なる業者の手で改修した場合、既存システム等の機能を損ない、契約の目的を達成することができない可能性がある。これらのことから、システムの機能を損なわずに契約の目的を達成するためには、契約の相手方は、これら各システムの開発・保守管理を行っている業者に特定されるため、随意契約を採用するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

水道窓口クラウドサービス環境構築及び水道料金系システム対応等業務委託

2 担当所属名

上下水道局総務部お客さまサービス推進室

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8

日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

28,635,255円

7 契約内容

本契約は、当局と契約があるお客さま向けに、お客さまのスマートフォンを介して使用水量・料金等の履歴照会や各種申込、キャッシュレス決済等のサービスが利用できるよう、当局が保有する水道料金系システムに所要の改修（別途契約）を行うとともに、お客さま向けのインターフェイスとしてスマートフォン用アプリケーション（以下「アプリ」という。）を導入するものである。

8 随意契約の理由

同システム（以下「minamo」という。）は、お客さま情報、料金調定、請求、収納等を管理している重要なシステムであり、検針業務や収納業務などで他の様々なシステムと接続している。本件業務の履行にあたっては、開発時、導入後の運用時においても、minamoにアプリとの連携による障害等を発生させないことが特に重要であるが、minamoの構造、設定等について詳細に把握していない者が本件業務を実施すると、システムに障害が発生した場合、局内業務のみならず、市民生活にも多大なる影響を及ぼす恐れがある。このことから、機能を損なわずに契約の目的を達成するためには、契約の相手方は、minamo開発・保守管理を行っている業者に特定されるため、随意契約を採用するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

水道窓口クラウドサービス導入に伴う水道料金系システムのプログラム改修業務委託

2 担当所属名

上下水道局総務部お客さまサービス推進室

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

28,583,225円

7 契約内容

本契約は、当局と契約があるお客さま向けに、お客さまのスマートフォンを介して使用水量・料金等の履歴照会や各種申込、キャッシュレス決済等のサービスが利用できるよう、当局が保有する水道料金系システムを水道窓口クラウドサービスに対応させるため、プログラム改修等の作業を委託するものである。

8 随意契約の理由

同システム（以下「minamo」という。）は、お客さま情報、料金調定、請求、収納等を管理している重要なシステムであり、検針業務や収納業務などで他の様々なシステムと接続している。そのため、minamoの構造、設定等について詳細に把握していない者が本件業務を実施すると、システムに障害が発生した場合、局内業務のみならず、市民生活にも多大なる影響を及ぼす恐れがある。このことから、機能を損なわずに契約の目的を達成するためには、契約の相手方は、minamo開発・保守管理を行っている業者に特定されるため、随意契約を採用するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
滞納整理システムAndroid対応業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部お客さまサービス推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
22,638,000円
- 7 契約内容
本契約は、現在、OSがWindowsCEのハンディターミナルで運用している滞納整理システムについて、今後、Androidスマートフォン端末で運用できるよう改修を行うものである。
- 8 随意契約の理由
同システムは、株式会社京信システムサービスにより開発されたものであり、システム、機器等の保守についても同社に委託して運用している。そのため、本システムの一部を開発元と異なる業者の手で改修した場合、既存システム等の機能を損ない、契約の目的を達成することができない可能性がある。これらのことから、システムの機能を損なわずに契約の目的を達成するためには、契約の相手方は、本件システムの開発・保守管理を行っている業者に特定される。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
水道検針システムA n d r o i d 対応業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部お客さまサービス推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
19,327,000円
- 7 契約内容
本契約は、現在、OSがWindowsCEのハンディターミナルで運用している水道検針システムについて、今後、Androidスマートフォン端末で運用できるよう改修を行うものである。
- 8 随意契約の理由
同システムは、株式会社京信システムサービスにより開発されたものであり、システム、機器等の保守についても同社に委託して運用している。そのため、本システムの一部を開発元と異なる業者の手で改修した場合、既存システム等の機能を損ない、契約の目的を達成することができない可能性がある。これらのことから、システムの機能を損なわずに契約の目的を達成するためには、契約の相手方は、本件システムの開発・保守管理を行っている業者に特定される。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
休止精算システムA n d r o i d 対応業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部お客さまサービス推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
15,218,500円
- 7 契約内容
本契約は、現在、OSがWindowsCEのハンディターミナルで運用している休止精算システムについて、今後、Androidスマートフォン端末で運用できるよう改修を行うものである。
- 8 随意契約の理由
同システムは、株式会社京信システムサービスにより開発されたものであり、システム、機器等の保守についても同社に委託して運用している。そのため、本システムの一部を開発元と異なる業者の手で改修した場合、既存システム等の機能を損ない、契約の目的を達成することができない可能性がある。これらのことから、システムの機能を損なわずに契約の目的を達成するためには、契約の相手方は、本件システムの開発・保守管理を行っている業者に特定される。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

ハンディターミナルのシステム及び機器保守等委託

2 担当所属名

上下水道局総務部お客さまサービス推進室

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス

6 契約金額（税込み）

15,114,000円

7 契約内容

本件委託業務の対象となるハンディターミナルシステム（以下、「本システム」という。）は、平成16年度に株式会社京信システムサービスにより開発、納入されたシステムである。本件委託では、本システムに使用しているハンディターミナル機等に係るシステム及びハードウェアの保守サービスを受けようとするものである。

8 随意契約の理由

各業務システム及びハードウェアの障害発生時には、その解消のため、迅速なサポートを受ける必要があるが、他社と契約した場合、システム障害が発生した際の責任区分があいまいになり、原因究明が困難になることで、各業務に著しい支障が生じる恐れがある。

また、本件ではシステムの軽易な機能追加、機能改良も委託業務に含むため、システムの一部を開発元と異なる業者の手で改修した場合、既存のシステム等の機能を損ない、契約の目的を達成することができない可能性がある。

これらのことから、契約の相手方は本システムの開発業者に特定されるため、随意契約を採用するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市上下水道局インターネット受付システム保守業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部お客さまサービス推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町4番20号
株式会社エフレジ
- 6 契約金額（税込み）
8,976,000円
- 7 契約内容
本契約は、京都市上下水道局インターネット受付システムの運用支援、障害対応等のシステムの保守及びシステム改修等の作業を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
同システムは、株式会社エフレジが京都市上下水道局向けにシステムを独自開発したものであり、本委託業務を行うためには同システムの内部構造、環境設定、個々のモジュールの関係性及び開発の経緯等について詳細に内容を把握し、かつサーバーを管理している者でなければ実施できない。
そのため、その他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を有する一者に限定されることから、本件は随意契約を採用する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

その他汚水排出量認定事務及び付帯業務委託

2 担当所属名

上下水道局総務部お客さまサービス推進室

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区西九条菅田町7番地3

一般財団法人京都市上下水道サービス協会

6 契約金額（税込み）

53,900,000円

7 契約内容

その他汚水排出量認定事務は、申請者と協議し、時間計・流量計による計測や、計測により難しい場合は認定により汚水排出量を決定するものである。

8 随意契約の理由

これらの業務は、使用者の申請書類を精査したうえで設備の現地確認を行い、時間計・流量計の設置場所や単位揚水量の認定等をはじめ、適正な汚水排出量を検針できるための検証や、未申告の排水設備等の確認調査を併せて行う業務である。

排出量の認定に際しては、揚水設備の故障やメーターの設置ができない場合などには、個々の使用者から聞き取りを行うなど、設備の状況や使用状況等を調査したうえで認定することもあり、定形的ではない判断や使用者との折衝が求められることから、井戸等の設備に関する技術や知識のほか、本市水道事業・公共下水道事業に関する豊富な知識や経験が必要となる。また、工事湧水等の現場確認など、早急な対応が必要となる案件もあり、そのための体制を整えることが求められる。さらに、本件業務は下水道使用料の賦課という行政行為の前提となる業務であることから、行政の役割を補完し、上下水道局と一体となって業務を遂行できる組織であることが求められる。

一つ一つの能力及び条件を満たす者は複数存在するが、条件を全て満たす者は特定されるため、随意契約を採用するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
財務会計及び契約管理システム保守サービス
- 2 担当所属名
上下水道局経営戦略室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1月から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,008,000円
- 7 契約内容
現在運用中の京都市上下水道局財務会計システム及び契約管理システムの運用支援及び障害時保守を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
システムソフトウェアは、日本電気製パッケージソフトウェアを利用したカスタマイズ開発であり、運用を安定的に行うためには、システム内の内部構造や環境設定に関する技術知識を知り得た業者の選定が必要であるため、ソフトウェアの開発元との随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
財務会計システム及び契約管理システム機器更新作業委託
- 2 担当所属名
上下水道局経営戦略室
- 3 契約締結日
令和5年9月27日
- 4 履行期間
令和5年9月28日から令和6月3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,752,000円
- 7 契約内容
現在運用中の京都市上下水道局財務会計システム及び契約管理システムに係るサーバ機器等の更新作業について委託するものである。
- 8 随意契約の理由
機器の更新作業については、専用ソフトウェアを含めた構成上、同システムの開発業者以外が実施すると、同システムに障害が発生した場合に原因究明・故障修理の迅速な対応が困難になり、局内業務に支障が生じるだけでなく、債権・債務者等にも影響を及ぼすこととなる。
また、別途調達する新たなサーバ機器等で、同システムの動作確認や、システムセットアップ、ソフトウェアバージョンアップ、稼働立会い、その他サーバ機器等の正常な動作に必要な作業を行わなければならないため、ソフトウェアの開発元との随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市上下水道局構内電話設備賃借等業務（延長）
- 2 担当所属名
上下水道局技術監理室監理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）
28,480,452円
- 7 契約内容
総合庁舎及び各事業所の電話設備等の賃借等について、当初契約期間の終了後も継続して設備を設置し、正常に稼働させるとともに、保守等を委託するもの
- 8 随意契約の理由
本業務は、令和5年3月31日を期限として、ソフトバンク株式会社と締結した「京都市上下水道局構内電話設備賃借等業務」（契約日平成29年4月1日）について、1年間の再契約を締結するものである。
既存契約で使用している機器等の電話設備について、引き続き賃借等の契約を締結するものであり、電話設備の設置、接続、設定等の初期投資に要した経費は償却済みである。
また、既存の電話設備を活用することが可能であるため、他の者と契約を締結して、新規の電話設備を導入する場合に比べて、著しく有利な価格で契約を締結できる見込みである。
以上の理由により、本業務の受託に適した業者はソフトバンク株式会社以外にないため、随意契約を採用し、同社と契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
上下水道局設備工事積算システムRW保守委託
- 2 担当所属名
上下水道局技術監理室監理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
20,680,000円
- 7 契約内容
京都市上下水道局で運用している設備工事積算システムRWに対して、システム保守サービス及び運用基準の見直しとシステムの機能充実に伴う仕様変更を行うもの。
- 8 随意契約の理由
本業務委託は、上下水道局で運用している上下水道局設備工事積算システムRW（以下「積算システム」という。）について、システム保守サービスに加え、既存機能の仕様変更、新規機能の追加開発に伴い、局独自運用基準の見直しによる機能変更を行うものである。
積算システムの技術仕様は開発を行った業者独自のものであり、プログラム内容や構成等の詳細な技術情報を理解している開発業者でなければ積算システムに重大な障害を与えるおそれがある。
本業務委託を実施できるのは、他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を有する1者に限られることから、随意契約を採用する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上下水道局設備工事積算システムRWを開発し、その独自のソフトウェア開発技術を有する(株)京信システムサービスを選定するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市上下水道局土木積算システムの保守管理委託
- 2 担当所属名
上下水道局技術監理室監理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区赤坂5丁目2番20号
一般財団法人日本建設情報総合センター
- 6 契約金額（税込み）
11,418,000円
- 7 契約内容
上下水道局土木積算システムを安定的に使用するために保守管理を委託するもの。
- 8 随意契約の理由
上下水道局における土木積算業務は、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が開発したシステムを採用している。このシステムの技術仕様はJACIC独自のものであり、他の業者では適正な保守管理を行えないだけでなく、システム障害発生時に対処できず、様々な業務に影響が及び、事業が停滞するおそれがある。
また、本積算システムは、京都市建設局が管理する土木積算システムに、上下水道事業に係る積算機能を追加しているものであり、建設局の積算システムと一体となっていることから、建設局と別の業者を採用した場合、責任区分があいまいになるおそれがある。
以上のことから、本契約の目的を達成するため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
システムの開発及び保守管理を行っている一般財団法人日本建設情報総合センターのみが、本件委託業務を実施できるため、当該業者を選定するものである。

随意契約一覧表

整理 番号	契約日	件 名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和5年04月01日	管路情報管理システム用ソフトウェアの貸借及び管路情報管理システムの保守	10,311,840	上下水道局水道部管理課	コンピューターシステム株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
002	令和5年04月01日	管路情報管理システム システム運用業務委託	25,411,100	上下水道局水道部管理課	コンピューターシステム株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
003	令和5年09月14日	令和5年度 管体腐食調査業務委託	14,982,000	上下水道局水道部管理課	株式会社クボタ	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
管路情報管理システム用ソフトウェアの賃借及び管路情報管理システムの保守
- 2 担当所属名
上下水道局水道部管理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛媛県松山市一番町3丁目2番地11
コンピューターシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,311,840円
- 7 契約内容
本件は、当局が運用する管路情報管理システム（以下、「システム」という。）について、システムで使用する基本ソフトウェアの賃借及びシステムが正常な状態で維持するための保守の契約を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本システムは、システム保守事業者が著作権及び所有権を有するソフトウェアを利用しており、契約の目的を達成するためには、保守業者であるコンピューターシステム株式会社に契約の相手方が特定されるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
管路情報管理システム システム運用業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局水道部管理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年5月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛媛県松山市一番町3丁目2番地11
コンピューターシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
25,411,100円
- 7 契約内容
本委託業務は、管路情報管理システム（以下、「システム」という。）の運用を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
本業務委託は、現在運用を行っているシステムの運用を行うものであるが、システムで使用しているマッピングソフト（e-Water）（以下、「ソフト」という。）の動作環境の安定、データの取扱い及び信頼性を確保しながら履行する必要があることから、ソフトの著作権及び所有権を持つ唯一の事業者である相手方と随意契約をする必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度 管体腐食調査業務委託

2 担当所属名

上下水道局水道部管理課

3 契約締結日

令和5年9月14日

4 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号
株式会社クボタ

6 契約金額（税込み）

14,982,000円

7 契約内容

京都市内で実施している配水管布設替工事の現場内にて、管体腐食調査及び埋設環境調査を行うもので、管体腐食調査は、地上部に取り出された撤去管に対して実施し、埋設環境調査は撤去管の周囲から土壌サンプルを採取し、室内試験にて調査・分析を実施するものである。

8 随意契約の理由

本業務は、配水管の管体腐食調査等を実施することにより、管路の腐食状況等を把握し、外面腐食に起因する事故等を未然に防止するための対策を検討すること及び今後の管路更新計画を立案するための基礎資料を得るものである。本業務の委託事業者の選定に当たっては、価格だけでなく、これ以外の要件（本業務の実施に係る実績及び業務遂行体制、管体腐食調査の手法、腐食性の判定方法等）における競争によっても契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式を採用し、この方式により選定した事業者と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の委託事業者の選定に当たって実施した公募型プロポーザル方式の手続きにおいて、参加事業者から提案を受け、提案内容について当局で定めた評価基準に基づき評価を行った結果、株式会社クボタが最高評価点を獲得し、同社を委託先として適当であると判断したものである。

随意契約一覧表

整理 番号	契約日	件 名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和5年04月27日	配水管移設工事（京都市左京区岩倉南三宅町他 地内）	24,444,200	上下水道局水道部水道管路課	株式会社嶋岡組	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
002	令和5年05月30日	配水管移設（その2）工事（京都市伏見区横大路橋本 地内）	11,935,000	上下水道局水道部水道管路課	株式会社城産組	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
003	令和5年07月20日	配水管撤去工事（京都市東山区五条橋東六丁目 地内）	3,410,000	上下水道局水道部水道管路課	株式会社星建設	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
004	令和5年07月31日	配水管布設替（その2）工事（京都市中京区後院通、千本三条～四条大宮 地内）	111,100,000	上下水道局水道部水道管路課	公成建設株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
005	令和5年09月04日	配水管撤去工事（京都市伏見区淀水垂町 地内）	4,290,000	上下水道局水道部水道管路課	公成建設株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
配水管移設工事（京都市左京区岩倉南三宅町他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和5年4月27日
- 4 履行期間
令和5年4月28日から令和5年9月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区久世大築町230
株式会社嶋岡組
- 6 契約金額（税込み）
24,444,200円
- 7 契約内容
本工事は、下水道部きた下水道管路管理センターにて施工中の中部第二排水区岩倉系統上高野諸木町支線公共下水道管布設（雨水）工事に支障となる配水管の移設を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本工事は、限られたスペースに配水管の移設を行う必要があり、非常に近接した位置に下水道の新設管路を布設するため、双方の緻密な位置調整が必要不可欠となる。さらに、本工事は早期の完成を求められており、限られた期間内での施工となるが、同業者で同一時期に一体的な施工を行うことで、品質の確保かつ施工責任の明確化及び工期短縮を図ることで、下水道工事の工程に支障をきたさないようにするとともに、近隣の住民にかかる負担を最小限にすることができる。
以上のことから、本工事を下水道管布設工事の請負業者が施工することにより、工事の輻輳が回避でき、安全な施工が確保できる。また、工程調整に要する時間が短縮できるため、大幅な工期短縮が可能となるとともに、経費の縮減も図れることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
配水管移設（その2）工事（京都市伏見区横大路橋本 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和5年5月30日
- 4 履行期間
令和5年5月31日から令和6年2月16日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区肥後町368番地の2
株式会社城産組
- 6 契約金額（税込み）
11,935,000円
- 7 契約内容
本工事は、京都市建設局南部区画整理事務所にて施工の伏見西部第三地区5号水路築造工事に支障となる配水管の移設を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本工事は、水路築造工事に併せて築造される水路を伏せ越しする位置に配水管を移設するものであるが、地下埋設物が輻輳している中での移設のため、より緻密な調整が求められる。また、工事場所である外環状線は、日夜を通じて交通量が非常に多い幹線道路であり、できるだけ交通の支障とならないよう施工することが必要不可欠である。水路築造工事との一体的な施工を行うことで、施工責任の所在を明確化でき、外環状線の交通への支障を最小限にすることができる。
以上のことから、本工事を伏見西部第三地区5号水路築造工事の受注者が一体的に施工することにより、工事間調整及び地元折衝等に要する期間を省くことができ、工期の大幅な短縮が図れるとともに経費の縮減にも繋がることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
配水管撤去工事（京都市東山区五条橋東六丁目 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和5年7月20日
- 4 履行期間
令和5年7月21日から令和5年10月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市東山区本町16丁目295番地2
株式会社星建設
- 6 契約金額（税込み）
3,410,000円
- 7 契約内容
本工事は、京都市上下水道局下水道部下水道建設事務所にて施工の東大路幹線接続支線（その5）公共下水道工事に支障となる配水管の撤去を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本工事は、先に配水管の撤去を行った後下水道工事を行うものであるが、施工箇所は配水管が輻輳しており、綿密な位置調整が必要不可欠である。また、下水道工事は配水管が非常に近接した状態での施工となり、二次災害の危険性があるため、同一業者での保全管理及び品質の確保かつ施工責任の明確化を図ることが重要となってくる。また当該道路は交通量が非常に多いため、本工事と下水道工事を一体的に施工することにより工事期間を短縮し、近隣の住民の負担を最小限にすることが重要となる。
以上のことから、本工事を下水道工事の請負業者が一体的に施工することにより、工事間調整及び地元折衝等に要する期間を大幅に省くことができ、工期の短縮が可能となり、安全な施工の確保も可能となることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
配水管布設替（その2）工事（京都市中京区後院通、千本三条～四条大宮 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和5年7月31日
- 4 履行期間
令和5年8月1日から令和6年12月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区五条通西洞院西入小柳町518番地
公成建設株式会社
- 6 契約金額（税込み）
111,100,000円
- 7 契約内容
本工事は、京都市建設局道路環境整備課にて施行中の後院通電線共同溝及び道路改良工事（1・2工区）の進捗状況に併せて、支障となる配水管の布設替えを行うものである。
- 8 随意契約の理由
電線共同溝工事には、道路改良工事も含まれ、最終の計画地盤高は現況地盤とは異なること、平面的にも狭い限られたスペースの中に、各企業の埋設管を支障とならないように布設する必要があることから、緻密な施工計画のうえ一体的に施工をしなければ本工事の施工は困難である。また、工事期間中は、広範囲にわたり占用帯を設けることや、仮舗装の状態でも長期間維持管理をする必要があることから、安全管理上において、責任の所在を明確にする必要がある。
以上のことから、本工事を電線共同溝工事の受注者が施工することにより、一体的な施工管理により、施工責任の所在を明確化することができる。また、大幅な工期短縮が可能となるとともに、経費の節減も図れることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
配水管撤去工事（京都市伏見区淀水垂町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和5年9月4日
- 4 履行期間
令和5年9月5日から令和6年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区五条通西洞院西入小柳町518番地
公成建設株式会社
- 6 契約金額（税込み）
4,290,000円
- 7 契約内容
本工事は、京都市建設局道路建設部道路建設課にて施工中の宮前橋整備（その11）工事に支障となる配水管の撤去を行うものである。
- 8 随意契約の理由
撤去する配水管は水管橋として宮前橋の桁内に添架しており、耐震補強を行う宮前橋の橋台に対し確実に支障とならない位置で管末処理を行わなければならないため、双方の緻密な位置調整が必要である。さらに、本工事は河川区域内での施工であるため、施工時期が限定的であり、綿密な工程調整が必要不可欠である。また、同一業者で同一時期に一体的な施工を行うことで、工期短縮及び施工責任の所在の明確化を図り、近隣住民への負担を最小限におさえることが必要である。
以上のことから、本工事を宮前橋工事の受注者が施工することで、工事の輻輳を回避でき、安全な施工が確保できる。また、着手前の地元折衝、他企業との工程調整に要する時間が短縮できるため、大幅な工期短縮が可能となることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
排水設備工事確認申請書受付審査及び検査業務等委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部管理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区西九条菅田町7番地3
一般財団法人京都市上下水道サービス協会
- 6 契約金額（税込み）
61,600,000円（下記7の①及び②のみ）
※下記7の③及び④については、それぞれの処理単価に実績（業務実施件数等）を乗じた額
- 7 契約内容
①排水設備工事確認申請書の受付審査から検査に係る一連の業務及びその業務に付随する業務
②取付管新設工事申込書の受付業務
③排水設備の接続ます位置設定等に係る業務
④京都市水洗便所築造工事資金貸付金償還金等の徴収及び収納等に係る業務
- 8 随意契約の理由
本委託業務の実施に当たって、受託者においては、上下水道局と一体になった業務遂行能力を有していることが求められると共に、業者指導、検査、助成制度の審査等、専門的知識能力や技術が求められる。
なお、本委託業務は、公共下水道との接続に関する一連の業務として連動し包括的に委託することにより、効率的・効果的な遂行が期待できるものである。
以上のことから本委託業務の履行においては、これらの条件を全て満たす必要があるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道台帳管理システム機能保守及び運用支援業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部管理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区内藤町87番地
水道マッピングシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,092,000円
- 7 契約内容
本委託業務は、下水道台帳管理システム等の保守及び運用支援等を行うことにより、システム全体の正常な運用を図ることを目的とする。
- 8 随意契約の理由
本システム開発業者との間で締結している使用権許諾契約では、他の者にシステムに係るプログラム等の開示、変更、消去等を許諾していないため、システムの機能の安定性を確保し、システム全体の正常な運用を図るには、システム開発業者と契約を締結する必要がある。
したがって、本システムの開発業者が、システムの著作権を有し、当局が使用権許諾契約を締結していることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
維持管理履歴システム運用支援業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部管理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
12,540,000円
- 7 契約内容
本業務委託は、維持管理履歴システムの安定的な稼働のために、システム障害対応等の運用保守及び運用支援業務を行うことを目的とする。
- 8 随意契約の理由
本システム開発業者との間で締結している使用権許諾契約では、他の者にシステムに係るプログラム等の開示、変更、消去等を許諾していないため、システムの機能の安定性を確保し、システム全体の正常な運用を図るには、システム開発業者と契約を締結する必要がある。
したがって、本システムの開発業者が、システムの著作権を有し、当局が使用権許諾契約を締結していることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
排水設備管理システム改修業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部管理課
- 3 契約締結日
令和5年5月24日
- 4 履行期間
令和5年5月25日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区烏丸通仏光寺上ル二帖半敷町646
パシフィックコンサルタンツ株式会社 京都事務所
- 6 契約金額（税込み）
8,125,232円
- 7 契約内容
本委託業務は、本市が既に構築を行った排水設備管理システム（以下「システム」という。）において、システムを適正かつ効率的に運用するために、局版、委託版のデータベースを統合する改修を実施するものである。
- 8 随意契約の理由
本委託業務の実施に当たって、本システムに支障が発生した場合、局内における業務のみならず、市民等に対して影響を与えるおそれがあるとともに、本システムは、他のシステムとサーバ等を共有し、データを連携しながら運用を行っているため、既存の他のシステムに多大な影響を与えるおそれもある。
既存の設備、システム等の機能を損なうことなく契約の目的を達成するためには、本システムを開発した事業者が契約の相手方が特定されるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道台帳管理システム機能改修業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部管理課
- 3 契約締結日
令和5年6月23日
- 4 履行期間
令和5年6月24日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区内藤町87番地
水道マッピングシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,653,000円
- 7 契約内容
本委託業務は、下水道台帳管理システムについて、OS、データベース対応の改修等を行うことにより、システム全体の正常な運用を図ることを目的とする。
- 8 随意契約の理由
本システム開発業者との間で締結している使用権許諾契約では、他の者にシステムに係るプログラム等の開示、変更、消去等を許諾していないため、システムの機能の安定性を確保し、システム全体の正常な運用を図るには、システム開発業者と契約を締結する必要がある。
したがって、本システムの開発業者が、システムの著作権を有し、当局が使用権許諾契約を締結していることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

下水道台帳管理システム用地図ソフトウェアの賃貸借及び保守契約

2 担当所属名

上下水道局下水道部管理課

3 契約締結日

令和5年8月24日

4 履行期間

令和5年12月1日から令和10年11月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都新宿区内藤町87番地
水道マッピングシステム株式会社

6 契約金額（税込み）

11,271,480円

7 契約内容

本業務は、下水道台帳管理システムで利用する地理情報システムの電子住宅地図データベースソフトウェアの賃貸借及び保守契約で、ソフトウェアの利用環境を構築し、正常に稼働させ、適正な使用方法を説明するとともに、保守管理を行うことを目的としている。

8 随意契約の理由

本システムは、株式会社ゼンリンの電子住宅地図データベースソフトウェア「Zmap-TOWN II」を当局で使用するための独自設定をし、データを参照、結合、連携をすることで、円滑な運用をしている。

下水道台帳管理システムを開発した業者以外が当該作業を実施した場合、密接に関連していることから、障害発生時に責任の所在があいまいになり、システム全般の保守障害対処にも支障をきたし、安定的な稼働を損なうおそれがある。

また、下水道台帳管理システム開発業者との間で締結している使用権許諾契約では、他の者にシステムに係るプログラム等の開示、変更、消去等を許諾していないため、システムの機能の安定性を確保し、システム全体の正常な運用を図るには、システム開発業者と契約を締結する必要がある。

したがって、下水道台帳管理システムの開発及び保守について一元的に関与し、本ソフトウェア及び関連する業務システムの内部構成を熟知している開発業者と随意契約するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名
維持管理履歴システム用地図ソフトウェアの賃貸借及び保守契約

2 担当所属名
上下水道局下水道部管理課

3 契約締結日
令和5年9月8日

4 履行期間
令和5年12月1日から令和10年11月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス

6 契約金額（税込み）
16,500,000円

7 契約内容
本業務は、維持管理履歴システムで利用する地理情報システムの電子住宅地図データベースソフトウェアの賃貸借及び保守契約で、ソフトウェアの利用環境を構築し、正常に稼働させ、適正な使用方法を説明するとともに保守管理を行うことを目的としている。

8 随意契約の理由
本システムは、株式会社ゼンリンの電子住宅地図データベースソフトウェア「Zmap-TOWN II」を当局で使用するための独自設定をし、データを参照、結合、連携をすることで、円滑な運用をしている。

維持管理履歴システムを開発した業者以外が当該作業を実施した場合、密接に関連していることから、障害発生時に責任の所在があいまいになり、システム全般の保守障害対処にも支障をきたし、安定的な稼働を損なうおそれがある。

したがって、維持管理履歴システムの開発及び保守について一元的に関与し、本ソフトウェア及び関連する業務システムの内部構成を熟知している開発業者と随意契約するものである。

9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約一覧表

整理番号	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和5年04月01日	下水道管路施設等巡視・点検業務委託 (B地区)	18,107,062	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理センター	植田建設工業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
002	令和5年04月01日	下水道管路施設等巡視・点検業務委託 (A地区)	12,554,995	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理センター	株式会社斉藤工務店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
003	令和5年05月11日	公共下水道整備(その2)工事 (京都市上京区裏風呂町 地内)	7,062,000	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理センター	株式会社洛栄建設	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
004	令和5年05月16日	私道内公共下水道管布設替(その1)工事 (京都市東山区祇園町北側 地内)	25,300,000	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理センター	有限会社ユウキ	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
005	令和5年07月20日	後院通第2工区公共下水道管布設替工事 (京都市中京区壬生坊城町他 地内)	147,180,000	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理センター	公成建設株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
006	令和5年07月26日	人孔上部整備(その1)工事 (京都市右京区西院春日町他 地内)	13,750,000	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理センター	吉田建工株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
007	令和5年08月25日	人孔上部整備(その4)工事 (京都市中京区壬生天池町他 地内)	2,640,000	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理センター	株式会社朝日組	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
008	令和5年08月30日	人孔上部整備(その3)工事 (京都市左京区一乗寺東杉ノ宮町他 地内)	5,544,000	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理センター	山城建設事業協同組合	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
009	令和5年09月12日	人孔上部整備(その2)工事 (京都市西京区松尾鈴川町他 地内)	13,277,000	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理センター	株式会社MONT BLANC	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
010	令和5年09月28日	人孔上部整備(その5)工事 (京都市西京区桂朝日町 地内)	3,300,000	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理センター	日新建工株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道管路施設等巡視・点検業務委託（B地区）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区高野蓼原町7-1番地
株式会社植田建設工業
- 6 契約金額（税込み）
18,107,062円
- 7 契約内容
本委託は、指定された区域内の下水道施設の良好な維持管理を行うために巡視・点検作業を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件委託による巡視・点検の結果、施設に不具合があった場合、緊急に対応する必要があり、巡視・点検作業と緊急清掃業者は密接に関連している。緊急時の対応を円滑かつ効率的に遂行するため、本件委託業者と緊急清掃等業者とを同一業者にすることにより、初期対応に遅れが生じず、市民生活への影響が軽減される。
そのため、「令和5年度下水道管路施設等緊急清掃・調査業務委託」の入札において、同入札の落札業者と本件委託についても契約を締結することを明記して執行しており、本件委託においては、あらかじめ契約の相手方を予定しているものであるため、緊急清掃・調査業務委託の契約者と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道管路施設等巡視・点検業務委託（A地区）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区岩倉南河原町159番地
株式会社斉藤工務店
- 6 契約金額（税込み）
12,554,995円
- 7 契約内容
本委託は、指定された区域内の下水道施設の良好な維持管理を行うために巡視・点検作業を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件委託による巡視・点検の結果、施設に不具合があった場合、緊急に対応する必要があり、巡視・点検作業と緊急清掃業者は密接に関連している。緊急時の対応を円滑かつ効率的に遂行するため、本件委託業者と緊急清掃等業者とを同一業者にすることにより、初期対応に遅れが生じず、市民生活への影響が軽減される。
そのため、「令和5年度下水道管路施設等緊急清掃・調査業務委託」の入札において、同入札の落札業者と本件委託についても契約を締結することを明記して執行しており、本件委託においては、あらかじめ契約の相手方を予定しているものであるため、緊急清掃・調査業務委託の契約者と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道整備（その２）工事（京都市上京区裏風呂町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和５年５月１１日
- 4 履行期間
令和５年５月１１日から令和５年１０月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区壬生朱雀町２７番地１
株式会社洛栄建設
- 6 契約金額（税込み）
７，０６２，０００円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において緊急管渠清掃を実施したところ、本管の破損やたるみが判明し、そのままでは下水道本管の閉塞や道路陥没による二次被害の恐れがあることから、至急に復旧する対策工事を緊急工事として発注するものである。
- 8 随意契約の理由
本工事の業者選定について、緊急の必要により競争入札に付することができないため、「緊急工事業者の希望者募集要綱」に基づき、緊急工事業者として登録されており、当番業者である株式会社洛栄建設へ施工を依頼するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
 地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第５号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
私道内公共下水道管布設替（その1）工事（京都市東山区祇園町北側 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年5月16日
- 4 履行期間
令和5年5月17日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区大原戸寺町285
有限会社ユウキ
- 6 契約金額（税込み）
25,300,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において、私道を石畳舗装にする計画があり、石畳舗装工事後は当該箇所の掘返しができなくなるため、事前に老朽化した既設の下水道管の布設替えを行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、配水管布設替工事と併せて同地内で施工するものであり、限られたスペース及び期間の中での施工であり、当該工事と工程調整及び一体的な施工を行う必要がある。そのため当該工事の施工業者に本件工事を発注し一体的に施工することで、施工責任の一元化を図れ、地元調整及び工程調整に要する時間の短縮が可能となり、工期の大幅な短縮が図れるとともに地元住民への負担を最小限に抑えることができる。
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
後院通第2工区公共下水道管布設替工事（京都市中京区壬生坊城町他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年7月20日
- 4 履行期間
令和5年7月21日から令和6年10月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区五条通西洞院西入小柳町518番地
公成建設株式会社
- 6 契約金額（税込み）
147,180,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において建設局道路建設部道路環境整備課が施工する、後院通電線共同溝及び道路改良工事（1・2工区）に伴い、支障となる公共下水道管の布設替を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、電線共同溝及び道路改良工事区域内で実施するものであり、当該工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、地元調整や工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その1）工事（京都市右京区西院春日町他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年7月26日
- 4 履行期間
令和5年7月27日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市西京区大原野上里南ノ町40番地1
吉田建工株式会社
- 6 契約金額（税込み）
13,750,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において建設局道路建設部道路環境整備課が施工する歩道整備工事（その2）に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、歩道整備工事区域内で実施するものであり別業者に発注する場合は、歩道整備工事の着手前施工・完成が必要となり、歩道整備工事とは別に工期をみこまなければならない。また、これらを一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、土工等に係わる費用の軽減や工程調整に要する時間の短縮、交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。
これらを総合的に判断し、競争入札に付することが不利であるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その４）工事（京都市中京区壬生天池町他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和５年８月２５日
- 4 履行期間
令和５年８月２６日から令和６年３月１５日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市東山区今熊野阿弥陀ヶ峰町５番２
株式会社朝日組
- 6 契約金額（税込み）
２，６４０，０００円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内に建設局土木管理部西部土木みどり事務所が施工する歩道整備工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整や、現在設置されている老朽化した旧型の鉄蓋を現行の鉄蓋へ交換するものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、歩道整備工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
 地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第６号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その3）工事（京都市左京区一乗寺東杉ノ宮町他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年8月30日
- 4 履行期間
令和5年8月31日から令和5年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市北区大宮東総門口町4-3
山城建設事業協同組合
- 6 契約金額（税込み）
5,544,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において建設局土木管理部左京土木みどり事務所が施工する舗装道補修工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整や、現在設置されている老朽化した旧型の鉄蓋を現行の鉄蓋へ交換するものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、道路工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その２）工事（京都市西京区松尾鈴川町他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和５年９月１２日
- 4 履行期間
令和５年９月１３日から令和５年１２月２８日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区岩倉幡枝町６２８－１
株式会社MONT BLANC
- 6 契約金額（税込み）
１３，２７７，０００円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整や、現在設置されている老朽化した旧型の鉄蓋を現行の鉄蓋へ交換するものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、路面復旧工事の施工業者に本工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
 地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第６号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その5）工事（京都市西京区桂朝日町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年9月28日
- 4 履行期間
令和5年9月29日から令和6年1月26日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市北区紫竹北大門町7番地1
日新建工株式会社
- 6 契約金額（税込み）
3,300,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において建設局土木管理部西京土木みどり事務所が施工する、舗装道補修・歩道整備工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整や、現在設置されている老朽化した旧型の鉄蓋を現行の鉄蓋へ交換するものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、舗装道補修・歩道整備工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約一覧表

整理番号	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和5年04月01日	下水道管路施設等巡視・点検業務委託（D地区）	8,975,161	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社鈴木メンテナンス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
002	令和5年04月01日	下水道管路施設等巡視・点検業務委託（C地区）	7,364,847	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	有限会社大村工務店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
003	令和5年04月07日	人孔上部整備（その1）工事 （京都市南区吉祥院前田町 地内）	2,750,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	司建設株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
004	令和5年04月12日	人孔上部整備（その3）工事 （京都市山科区上山山桜谷 他地内）	8,580,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	京都体育施設株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
005	令和5年04月12日	公共下水道管渠施設整備（その1）工事 （京都市山科区大宅鳥井脇町 他地内）	4,235,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	暁新日本建設株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
006	令和5年04月18日	人孔上部整備（その2）工事 （京都市伏見区淀生津町 他地内）	8,701,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	野村殖産	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
007	令和5年06月19日	人孔上部整備（その4）工事 （京都市伏見区横大路一本木 地内）	4,235,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社岡村建設	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
008	令和5年07月11日	人孔上部整備（その5）工事 （京都市山科区東野八代 地内）	5,764,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社成都技建	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
009	令和5年08月31日	人孔上部整備（その6）工事 （京都市伏見区下鳥羽長田町 他地内）	4,691,500	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	エぬケイ建設	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道管路施設等巡視・点検業務委託（D地区）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区西院月双町33番地
株式会社鈴木メンテナンス
- 6 契約金額（税込み）
8,975,161円
- 7 契約内容
本件業務委託は、指定された区域内の下水道施設の良好な維持管理を行うために巡視・点検作業を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件委託による巡視・点検の結果施設に不具合があった場合、緊急に対応する必要があり、巡視・点検作業と緊急清掃業者は密接に関連している。緊急時の対応を円滑かつ効率的に遂行するため、本件委託業者と緊急清掃等業者とを同一業者にすることにより、初期対応に遅れが生じず、市民生活への影響が軽減される。
そのため、「令和5年度下水道管路施設等緊急清掃・調査業務委託」の入札において、同入札の落札業者と本件委託についても契約を締結することを明記して執行しており、本件委託においては、あらかじめ契約の相手方を予定しているものであるため、緊急清掃・調査業務委託の契約者と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道管路施設等巡視・点検業務委託（C地区）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市西京区大枝沓掛町13-84-309
有限会社大村工務店
- 6 契約金額（税込み）
7,364,847円
- 7 契約内容
本件業務委託は、指定された区域内の下水道施設の良好な維持管理を行うために巡視・点検作業を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件委託による巡視・点検の結果施設に不具合があった場合、緊急に対応する必要があり、巡視・点検作業と緊急清掃業者は密接に関連している。緊急時の対応を円滑かつ効率的に遂行するため、本件委託業者と緊急清掃等業者とを同一業者にすることにより、初期対応に遅れが生じず、市民生活への影響が軽減される。
そのため、「令和5年度下水道管路施設等緊急清掃・調査業務委託」の入札において、同入札の落札業者と本件委託についても契約を締結することを明記して執行しており、本件委託においては、あらかじめ契約の相手方を予定しているものであるため、緊急清掃・調査業務委託の契約者と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その1）工事（京都市南区吉祥院前田町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年4月7日
- 4 履行期間
令和5年4月8日から令和5年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区丸太町通室町東入常真横町190番地の2
司建設株式会社
- 6 契約金額（税込み）
2,750,000円
- 7 契約内容
本件工事は、上下水道局水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋の高さ調整、及び耐用年数を越えた旧規格の鉄蓋交換を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該復旧工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その3）工事（京都市山科区上花山桜谷 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年4月12日
- 4 履行期間
令和5年4月13日から令和5年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区竹田中島町5番地の1
京都体育施設株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,580,000円
- 7 契約内容
本件工事は、上下水道局水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋の高さ調整及び耐用年数を超えた旧規格の鉄蓋交換を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該復旧工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道管渠施設整備（その1）工事（京都市山科区大宅鳥井脇町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年4月12日
- 4 履行期間
令和5年4月12日から令和5年8月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区横大路下三栖辻堂町45番地
暁新日本建設株式会社
- 6 契約金額（税込み）
4,235,000円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において、下水道本管の破損が確認され、汚水の流下阻害並びに交通に影響を与えることから、緊急工事で管布設工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、緊急に対応を行う必要があり、競争入札に付すことができないため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
緊急業者に係る施行につき当該緊急業者である暁新日本建設株式会社へ施行を依頼するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その2）工事（京都市伏見区淀生津町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年4月18日
- 4 履行期間
令和5年4月19日から令和5年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区堺町通松原上る杉屋町282-1
野村殖産
- 6 契約金額（税込み）
8,701,000円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において、当局水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同整備工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該整備工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その4）工事（京都市伏見区横大路一本木 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年6月19日
- 4 履行期間
令和5年6月20日から令和5年9月17日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区静海市原町531番地の19
株式会社岡村建設
- 6 契約金額（税込み）
4,235,000円
- 7 契約内容
本件工事は、南部区画整理事務所が施工する道路工事に際し、既設人孔鉄蓋の高さ調整及び耐用年数を超えた旧規格の鉄蓋取替を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、道路工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該道路工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その5）工事（京都市山科区東野八代 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年7月11日
- 4 履行期間
令和5年7月12日から令和5年9月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区八条源町24-2
株式会社成都技建
- 6 契約金額（税込み）
5,764,000円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において、東部土木みどり事務所が施工する舗装工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、舗装工事区域内で実施するものであり、同整備工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該整備工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その6）工事（京都市伏見区下鳥羽長田町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年8月31日
- 4 履行期間
令和5年9月1日から令和5年11月20日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区横大路松林32-20
エぬケイ建設
- 6 契約金額（税込み）
4,691,500円
- 7 契約内容
本件工事は、伏見土木みどり事務所が施工する舗装道補修工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、道路工事区域で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該道路工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住吉 3号雨水ポンプ軸受部改良工事（京都市伏見区北端町地内 住吉ポンプ場）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部ポンプ施設事務所
- 3 契約締結日
令和5年4月6日
- 4 履行期間
令和5年4月6日から令和6年3月29日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原四丁目1番14号
株式会社西島製作所 大阪支店
- 6 契約金額（税込み）
25,630,000円
- 7 契約内容
住吉ポンプ場の3号雨水ポンプが長期の使用により劣化が進行し、運転不能となっているため、主要部品の取替えを行い、機能及び信頼性の回復を図るものである。
- 8 随意契約の理由
住吉ポンプ場の3号雨水ポンプの軸受機構が故障した。当該機構が故障すると3号雨水ポンプの運転が出来なくなり、ポンプ場の運転管理及び市民生活に多大な影響を及ぼす恐れが想定されるため、早急に復旧することが必要である。従って、工事を緊急に実施するために随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該機構は、株式会社西島製作所が、独自の開発技術を駆使して設計・製作したものであり、故障原因の調査及び復旧方法の提案にあたっては、その構造・機能を熟知し迅速に対応できる株式会社西島製作所を選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
統計システム改修業務委託（ポンプ施設）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部ポンプ施設事務所
- 3 契約締結日
令和5年8月9日
- 4 履行期間
令和5年8月10日から令和6年3月29日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
14,960,000円
- 7 契約内容
本委託業務は、現在稼働中の「ポンプ施設事務所 統計システム」に、別機器から出力されるポンプ施設稼働データ（CSV）の連携ができる機能及び汎用性のある統計データ・月報を出力する機能の追加を行うものである。
- 8 随意契約の理由
当該システムを稼働させながら、その運用や機能を損ねることなく作業を行えるのは、本システムの全体設計を行い、プログラム及びデータベースの設計、作成、開発、テストまでの一連のプロセスを熟知した業者のみである。したがって、本契約の目的を果たすことが可能な事業者は、その他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を有する一者に限定されるため随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該システムは、株式会社京信システムサービスが独自に開発したものであり、本件契約の目的を達成するため、当該システムを熟知し効率的に作業ができる株式会社京信システムサービスを選定するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
鳥羽 普及啓発業務及び下水道技術研修業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第1課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区西九条菅田町7番地3
一般財団法人京都市上下水道サービス協会
- 6 契約金額（税込み）
20,741,600円

7 契約内容

下水道事業に対する市民の理解向上及びイメージアップを図ることを主な目的としている。小学生や一般市民等の見学者に対する施設案内を行い、下水道事業の普及啓発を行うとともに、見学コース等にある、せせらぎ用水施設の保守管理を行うものである。また、当局職員の下水道に関する知識及び技術の能力向上を図るため、下水道技術研修施設を効果的に活用した研修を行うものである。

8 随意契約の理由

本業務は、環境学習の一環として鳥羽水環境保全センターを訪れる、小学生や一般市民等の見学者に対する施設案内、再生水利用施設であるせせらぎ水路について、再生水利用の水質基準等に適合するよう保守管理すること、並びに、下水道技術研修施設を活用した研修の実施により、当局職員の下水道に関する知識及び技術の能力向上を図ることを主な内容としており、本業務を遂行するに当たっては、以下に掲げる能力が必要である。

- (1) 一般市民等見学者に対して、本市水道事業・公共下水道事業を正確に説明し、確実に理解してもらうため、下水処理施設の内容のみならず、水循環に対する知識、法制度など水道・公共下水道全般にわたって精通していること。また、市民の理解を深めるため、本市水道事業・公共下水道事業に関する歴史的背景を十分に理解し説明できるとともに、長期的・継続的視点に立った広報を効果的に展開できること。
- (2) せせらぎ水路は、再生水を利用した施設として、公共下水道事業の普及啓発の観点から環境学習や施設見学と効果的に連携させて活用し、一般市民が下水道に親しみをもち憩いの場として利用できるように常時開放した施設である。そのため、本水路の説明には、上記(1)に掲げる能

力が必要となるとともに、再生水利用施設として、再生水利用の水質基準等に適合するよう管理できる専門的知識・技術を併せ持つこと。

- (3) 下水道技術研修施設は、体験型の実習を通じて、下水道の維持管理に必要な知識・技術の習得及びノウハウの継承を行うために活用することを目的としており、効果的な研修及び運営を実施するためには、管路系、機械系、電気系それぞれの分野において豊富で幅広い下水道の知識・経験・専門的技術を有する必要があること。

以上の条件を満たすものは、一般財団法人京都市上下水道サービス協会 1 者のみである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

一般財団法人京都市上下水道サービス協会は、長年にわたり本市の水道事業・公共下水道事業を補完してきた。また、本業務は、本市水道事業・公共下水道事業を全般にわたり熟知し、本市の水道・下水道施設及び設備を広く把握するとともに、下水道の維持管理に必要な専門知識・技術が必要となるなど、豊富な経験に基づく幅広い知識及び技術が求められる。これらの条件をすべて満たす者は 1 者しかいないため、一般財団法人京都市上下水道サービス協会に委託するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
鳥羽 I系列反応タンク通路修理（京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第2課
- 3 契約締結日
令和5年6月21日
- 4 履行期間
令和5年6月21日から令和5年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町60-1
株式会社青木建設
- 6 契約金額（税込み）
37,950,000円
- 7 契約内容
I系列反応タンクに設置されているコンクリート床板が脱落したため、ステンレス板を設置し動線を確認するためのものである。
- 8 随意契約の理由
反応タンクは水処理の根幹施設であり、適切な維持管理ができない場合、放流水質の悪化を招き、排出基準を逸脱すると市民の生活に支障を来す恐れがある。従って、修理を緊急に実施するため随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
登録業者数件に問い合わせた結果、機材の手配に迅速な対応が可能であり、最も安価であった株式会社青木建設を本修理の契約の相手方とするものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
吉祥院 A系簡易処理用次亜注入ポンプ修理
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所
- 3 契約締結日
令和5年7月21日
- 4 履行期間
令和5年7月21日から令和6年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区西中島四丁目2番21号
横手産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
4,378,000円
- 7 契約内容
鳥羽水環境保全センター吉祥院支所 次亜塩注入設備に設置されているA系簡易処理用1号ポンプを取替えるものである。
- 8 随意契約の理由
次亜塩注入設備に設置されているA系簡易処理用1号ポンプが、長期の使用により故障し、運転不能になった。このままでは、適切な水処理ができず、簡易処理放流水質に悪影響を与えて市民生活に重大な支障をきたすおそれがあることから、緊急に修理・復旧する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
今回の修理については、競争入札有資格者に登録されている業者で修理工法及び機材の手配を含め迅速に対応できる数社に連絡した。その結果、最も見積もりが安価であった横手産業株式会社を選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市公共下水道施設マネジメント（管路）基本方針検討（その3）業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部計画課
- 3 契約締結日
令和5年6月29日
- 4 履行期間
令和5年6月30日から令和6年3月15日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区烏丸通仏光寺上ル二帖半敷町646
パシフィックコンサルタンツ株式会社 京都事務所
- 6 契約金額（税込み）
13,750,000円
- 7 契約内容
本業務は、管路の改築更新を効率的に進めるに当たって、一部エリアの旧規格管路を対象に、高解像度（2,000万画素以上）の管口カメラ（以下、「新型管口カメラ」という。）を用いたスクリーニング調査を行うものである。
また、本業務で実施する箇所に加えて、過年度業務「京都市公共下水道施設マネジメント（管路）基本方針検討（その1、2）業務委託」でこれまで実施してきた箇所の結果を全体的に整理し、重点対策エリアを抽出し、今後の管路改築の優先順位をつけるものである。
- 8 随意契約の理由
新型管口カメラの購入には多額の費用がかかるが、既に所有している新型管口カメラを活用することで、著しく有利な価格で契約を締結できるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
新型管口カメラを所有しているパシフィックコンサルタンツ株式会社を契約相手として選定するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
伏見排水区横大路系統横大路（その11）公共下水道工事（京都市伏見区横大路一本木 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部設計課
- 3 契約締結日
令和5年5月2日
- 4 履行期間
令和5年5月3日から令和5年9月15日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区静海市原町531番地の19
株式会社岡村建設
- 6 契約金額（税込み）
16,610,000円
- 7 契約内容
本工事は、京都市建設局南部区画整理事務所にて施工の「伏見西部第五地区 横大路東西通他築造工事（以下「区画整理事業」）」に際し、下水道管を新設するものである。
- 8 随意契約の理由
本工事を区画整理事業の工事請負者が実施することにより、一体的な施工が可能となり、工事の輻輳が避けられ、安全な施工が確保できる。また、工事着手前の地元調整や工程調整等に費やす時間を大幅に省略できるため、工期の短縮が図れるほか、経費の縮減が可能なことから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
鳥羽第3導水きょ水理模型実験委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部設計課
- 3 契約締結日
令和5年9月5日
- 4 履行期間
令和5年9月6日から令和7年4月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区水道町3番地1号
公益財団法人 日本下水道新技術機構
- 6 契約金額（税込み）
88,990,000円
- 7 契約内容
本委託は、鳥羽第3導水きょ公共下水道工事において、貯留幹線に溜まるエアを抜く施設を設置する設計となっているが、鉄蓋飛散や舗装隆起等の事故に繋がる危険性について確認・検証を行うため、水理模型実験を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
大規模な下水道施設における複雑な水理を模型実験で再現することができ、その解析を行ったうえで、技術提案ができる専門的知識、技術を有している団体が1者のみであるため、随意契約を採用する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり